

ワクチン接種業務の従事者への就業準備金についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務に5月21日以降11月(12月4日)までの期間中に新たに就業を開始した場合就業準備金(3万円)の支給対象になります。

1. 対象者の要件

1) ワクチン接種業務従事前 e-ナースセンターに求職登録をしている者

2) ワクチン接種研修を受講する

* 研修の一部または全部が免除となる場合がある(就業先<雇用施設>で研修会を実施し、ナースセンターが実施した研修会と同等の内容であれば可又は今回の就業前にワクチン接種を実施した経験がある者)

3) ワクチン接種業務で就業を開始する(5月21日~12月4日まで)

* 勤務日数の縛りはなし

* ナースセンター紹介以外でも可

注) ①医療・福祉・保健施設に就業し、業務の一部にワクチン接種業務が含まれている場合や②所属元の命令に基づき従事する場合は、対象外

2. 給付金受給の流れ(「就業準備金給付申請書」申込方法)

1) 対象者は、秋田県ナースセンターに電話にて問合せ「就業準備金給付申請書」の申し込みをする。

2) 秋田県ナースセンターは対象者から e-ナースセンター求職者番号、ワクチン接種業務の状況、研修受講について確認後、「就業準備金給付申請書」「専用封筒」等をご自宅に郵送する。

3) 対象者は、「就業準備金給付申請書」と、ワクチン接種業務に従事したことがわかる文書を「専用封筒」にて指定された宛先へ12月27日(消印有効)までに郵送する

4) 就業準備金の振込は、約1~2か月後になる。

3. 問い合わせ締切

12月10日までに秋田県ナースセンターに電話にて問い合わせてください。

尚、秋田県医師会のワクチン接種サポートチームに登録し、e-ナースセンターに登録された方には、7月31日現在の状況を確認し、要件を満たしている方には申請書を送っています。8月以降就業された方で、要件を満たしている方には、11月下旬に申請書を郵送します。